

約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一号及び第二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをされた者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受けた者」と読み替えるものとする。
(禁止行為)

第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。
一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれら的内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
四 商品の引渡し時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項(第九条第一項から第七項までの規定に関する事項(第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。)を含む。)
六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

5 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げず、常に業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第六条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。(指示等)

第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をしてはならない場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるとときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為は是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる

二 不当に遅延させること。

二 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項（かつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものの除外）につき、故意に事実を告げないこと。

三 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

四 正當な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為として主務省令で定めるもの前各号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

五 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。（販売業者等に対する業務の停止等）

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあるとして認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対する全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、そ

の販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものとの認められる者を含む。以下同じ。）となることの禁止を併せて命ずることができ。

主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人（販売業者若しくは役務提供事業者又はその役員若しくはその営業所の業務を統括する者その他のの政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）（当該命令の日前一年以内において役員又は使用人であった者を含む。次条第二項、第十五条の二第二項及び第二十三条の二第二項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この章において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つている当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（役員等に対する業務の禁止等）

二 して委託を受けた者（以下この節並びに第六十六条第六項及び第六十七条第一項第四号において「通信販売電子メール広告受託事業者」といふ。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した販売業者又は役務提供事業者（以下この節において「通信販売電子メール広告委託者」という。）が通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。

前条第二項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者による通信販売電子メール広告に於て準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（承諾をしていない者に対するファクシミリ広告の提供の禁止等）

第十二条の五 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないでファクシミリ広告（当該広告に係る通信文その他他の情報をファクシミリ装置を用いて送信する方法により行う広告をいう。第一号において同じ。）をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件に係るファクシミリ広告（以下この条において「通信販売ファクシミリ広告」という。）をするとき。

二 当該販売業者の販売する商品若しくは特定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらにつき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、主

三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより通信販売フアクシミリ広告をするとき。

前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者は役務提供事業者は、当該通信販売フアクシミリ広告の相手方から通信販売フアクシミリ広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売フアクシミリ広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び通信販売フアクシミリ広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

販売業者は、当該通信販売フアクシミリ広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたこととの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

販売業者は、役務提供事業者は、通信販売契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより通信販売フアクシミリ広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売フアクシミリ広告に、第十二条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売フアクシミリ広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

(特定申込みを受ける際の表示)

二 当該売買契約又は当該役務提供契約に基づいて提供する役務の分量

二 当該売買契約又は当該役務提供契約に係る
第一十二条第一号から第五号までに掲げる事項
販売業者又は役務提供事業者は、特定申込み
に係る書面又は手続が表示される映像面において、次に掲げる表示をしてはならない。

一 当該書面の送付又は当該手続に従つた情報
の送信が通信販売に係る売買契約又は役務提
供契約の申込みとなることにつき、人を誤認さ
せるような表示

二 前項各号に掲げる事項につき、人を誤認さ
せるような表示

(通信販売における承諾等の通知)

第十三条 販売業者又は役務提供事業者は、商品
若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は
役務提供契約の申込みをした者から当該商品の
引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の代
提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代
金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領する
こととする通信販売をする場合において、郵便
便等により当該商品若しくは当該権利又は当該
役務につき売買契約又は役務提供契約の申込み
を受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代
金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領し
たときは、遅滞なく、主務省令で定めるところ
により、その申込みを承諾する旨又は承諾しな
い旨(その受領前にその申込みを承諾する旨又
は承諾しない旨をその申込みをした者に通知し
ている場合には、その旨)その他の主務省令で
定める事項をその者に書面により通知しなけれ
ばならない。ただし、当該商品若しくは当該権
利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を
受領した後遅滞なく当該商品を交付し、若しく
は当該権利を移転し、又は当該役務を提供した
ときは、この限りでない。

販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定
による書面による通知に代えて、政令で定める
ところにより、当該申込みをした者の承諾を得
て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法に
示する手続に従つて顧客が行う通信販売に係る
売買契約若しくは役務提供契約の申込み(以下
「特定申込み」と総称する。)を受ける場合に
は、当該特定申込みに係る書面又は手続が表示な
される映像面に、次に掲げる事項を表示しなけ
ればならない。

（不実の告知の禁止）
第十三条の二 販売業者は役務提供事業者は、通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回若しくは当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第十五条の三の規定に規定する事項を含む。）又は顧客が当該売買契約若しくは当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。
(指示等)
第十四条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）、第十二条の五、第十二条の六、第十三条第一項若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるとときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為は是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るために措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。
一 通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
二 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの。
三 前二号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通りである。

五 第二十四条第一項の規定による売買契約を
しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約を
契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）を含む。）
六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第十九条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、前条第一項各号の事項（同項第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と商品若しくは特定権利につき当該売買契約を郵便等により締結したとき又は役務につき当該役務提供契約を郵便等により締結したとき。

二 電話勧誘行為により電話勧誘顧客から商品若しくは特定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは特定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一項第一

号及び第一二号の事項並びに同項第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。
(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第二十条 販売業者は役務提供事業者は、商品若しくは特定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする電話勧誘販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅延なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨(その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨)その他の主務省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

(禁止行為)

第二十一条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をする際に、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

二　商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

三　商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

四　商品の引渡し時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五　当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第二項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該各項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六　電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

八　販売業者は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

3 販売業者は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第二十一条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことと告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条第一項及び第二十三条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は

(指示等) 第二十二条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二十一条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るために措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不當に遅延させること。

二 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第二十一条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。

三 電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。

四 正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは特定権利（第二条第四項第一号に掲げるものに限る。）の売買契約又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約の締結について勧説する」とその他電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為として主務省令で定めるもの

五 前各号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行為であつて、電話勧誘販売に係る

込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。

(電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第二十四条の三 中込者等は、販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める認認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

二 第二十一条第一項の規定に違反して不実の事実を告げない行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第九条の三第一項から第五項までの規定は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第二十五条 販売業者又は役務提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又は役務提供契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該役務の販売価格又は当該役務の対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該役務の販売価格又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受けた者に對して請求することができない。

(適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 売買契約又は役務提供契約で、第二条第一項から第三項までに規定する売買契約若しくは役務提供契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受けた者に對して請求することができない。

一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額

(当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額

三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額

四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

五 事業者がその従業者に對して行う販売又は役務の提供

六 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売弁護士が行う弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十年法律第六十六号)第一条第四号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条に規定する役務の提供、同法第二条第五号に規定する役務の対価の額を支払った当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受けた者に對して請求することができない。

(第五節 雜則)

八 (適用除外)

イ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る役務の提供、同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る販売又は役務の提供、同法第七十九条第十四第一項に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九条の二本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供

二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供

三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に對して行う販売又は役務の提供を含む)。

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第一百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の団体

ハ 労働組合

ハ 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の四第一項に規定する旅行業者及び同条第三項に規定する旅行業者代理業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供

ハ 法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。)が行う同条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

の予定又は違約金の定めがあるときにおいては、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額（次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該額に当該各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を加算した額）にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算して当該各号に定める額を超える額の金銭の支払を連鎖販売加入者に対して請求することができない。

一 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の引渡し後である場合、次の額を合算した額

イ 引渡しがされた当該商品（当該連鎖販売契約に基づき販売が行われたものに限り、前項の規定により当該商品に係る商品販売契約が解除されたものと除く。）の販売価格に相当する額

ロ 提供された特定利益その他の金品（前項の規定により解除された商品販売契約に係る商品に係るものに限る。）に相当する額

二 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る役務の提供開始後である場合、提供された当該役務（当該連鎖販売契約に基づき提供されたものに限る。）の対価に相当する額

連鎖販売業に係る商品の販売を行った者は、第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合又は当該商品販売価格に相当する額

二 当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者は、連帶して、その解除によつて生ずる当該商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

六 前各項の規定に反する特約で連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。

七 第三項及び第四項の規定は、連鎖販売業に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

(連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第十四条の三 連鎖販売加入者は、統括者若しくは勧誘者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第一号若しくは第二号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、又は一般連鎖販売業者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第三号に掲げる行為をしたことにより同号に定める誤認をし、これらによつて当該連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該連鎖販売契約の相手方が、当該連鎖販売契約の締結の當時、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者がこれららの行為をした事實を知らなかつたときは、この限りでない。

一 第三十四条第一項の規定に違反して故意の事実を告げない行為、当該事実が存在しないとの誤認

二 第三十四条第一項の規定に違反して故意の事実を告げられた内容が事実であるとの誤認

三 第三十四条第二項の規定に違反して不実のことを告げる行為、当該告げられた内容が事実であるとの誤認

四 第四章 特定継続的役務提供

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

二 第四十二条 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

（定義）

第四十一条 この章及び第五十八条の二十二第一項第一号において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。

一 役務提供事業者が、特定継続的役務をそれの特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約（以下この章及び第五十八条の二十二において「特定継続的役務提供等契約」といいう。）を締結しようとするときは、当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

二 役務提供事業者は、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項について当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 役務の内容であつて主務省令で定める事項及び当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要のある商品がある場合は、その商品名

二 役務の対価その他の役務の提供を受ける者が支払わなければならぬ金額の額

三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法

四 第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第四項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

五 第四十九条第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第四項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

六 第四十九条第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第四項から第六項までの規定に関する事項を含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

二 第四十二条 第二項から第五項までの規定は、前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

四 役務提供事業者又は販売業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該特定継続的役務の提供を受ける者若しくは当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の承諾をようとする者若しくは当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

当該書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に到達したものとみなす。

六 第四十九条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。）

二 販売業者が、特定継続的役務の提供（前号の政令で定める期間を超える間にわたり提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額を超える金銭を支払うこと）を約する契約（以下この章において「特定継続的役務提供契約」といいう。）を締結して行う特定継続的役務の提供

二 販売業者が、特定継続的役務の提供（前号の政令で定める期間を超える間にわたり提供することを約するものに限る。）を受ける権利を同号の政令で定める金額を超える金銭を受け取つて販売する契約（以下この章において「特定権利」）

二 権利の内容であつて主務省令で定める事項及び当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない。

三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法の提供期間

二 権利の販売価格その他の当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金銭の額

三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法の提供期間

二 権利の行使により受けることができる役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない。

四 権利の行使により受ける権利の購入者が支払わなければならない。

五 第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

六 第四十九条第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第四項から第六項までの規定に関する事項を含む。）

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

三 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

第一項又は第三項の規定により特定継続的役務提供等契約が解除された場合であつて、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供受領者等に対し、関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、特定継続的役務提供受領者等は当該関連商品販売契約の解除を行うことができる。

関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができない。

一 当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使用料に相当する額(当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価額を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額)

二 当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額

三 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。
(特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四十九条の二 特定継続的役務提供受領者等は、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約の締結について勧説をするに当該各号に定める誤認をし、それによつて当該特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第四十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第四十四条第二項の規定に違反して故意の事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 第九条の三第一項から第五項までの規定は、第一項の規定により特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合について準用する。

3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定により特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

(適用除外)

第五十条 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。

一 特定継続的役務提供等契約で、特定継続的役務提供受領者等が営業のために又は営業として締結するものに係る特定継続的役務提供を除く。

二 本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供を除く。

三 国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供。

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供(その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。)

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法第八十八条の二又は地方公務員法第五十二条の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供。

2 第四十九条第二項、第四項及び第六項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定によれば、特定継続的役務又は関連商品を割賦販売により提供し又は販売するものについては、適用しない。

(定義)

第五十一条 この章並びに第五十八条の二十三、第五十八条の二十六第一項、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「業務提供誘引販売業」とは、物品の販売(そのあつせんを含む。)又は有償で行う役務の提供(そのあつせんを含む。)の事業であつて、その販売の目的物たる物品(以下この章及び第五十八条の二十二第一項第一号イにおいて「商品」という。)又はその提供される役務を利用する業務(その商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務

三 当該契約の解除に関する事項（第五十九条）

第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

四 その業務提供誘引販売業に係る業務提供供託する事項

五 前各号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に関する事項であつて、業務提供供託する事項としての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑せしむる重要な事項

六 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑せしむる重要な事項

七 業務提供誘引販売業を行う者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧説をするためのものであることを告げずに営業所代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他略令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧説をしてはならない。

八 業務提供誘引販売業を行う者は、特定負担を示す資料の提出

第五十二条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを生じる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行なう者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行なう者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行なう者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを生じる行為をしたものとみなす。

(業務提供誘引販売取引についての広告)

第五十三条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

一 商品又は役務の種類

- 三 その業務提供誘引販売業に關して提供し、又はあつせんする業務について広告をするとときは、その業務の提供条件

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(誇大広告等の禁止)

第五十四条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第五十四条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものみなす。

(承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等)

第五十四条の三 業務提供誘引販売業を行う者は、次に掲げる場合を除き、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「業務提供誘引販売取引電子メール広告」といいう。）をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた業務提供誘引販売業を行う者は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の相手方から業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に對し、業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該意思の表示を受けた後に再び業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告に、第五十三条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

5 前二項の規定は、業務提供誘引販売業を行う者が他の者に次に掲げる業務の全てについて一括して委託しているときは、その委託に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告については、適用しない。

一 業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務

二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務

三 前項に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示をするために必要な事項を表示する業務

第四十五条の四 業務提供誘引販売業を行う者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにつき一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十六条第六項及び第六十七条第一項第四号において「業務提供誘引販売取引電子メール広告を受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除

- き、当該業務を委託した業務提供誘引販売業を行ふ者（以下この条において「業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として、主務省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。

前条第二項から第四項までの規定は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者による業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中、「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（業務提供誘引販売取引における書面の交付）

第五十五条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その業務提供誘引販売業に関する書面の交付）

二 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供を受ける権利(除く)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらとの内容に関する事項

三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

四 当該業務提供誘引販売契約の解除に関する事項(第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

六 業務提供誘引販売業を行う者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする又は当該業務提供誘引販売契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。

七 前項前段の規定による第二項の書面に記載べき事項の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)による提供は、当該業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該業務提供誘引販売契約の相手方に到達したものとみなす。

(指示等)

第五十六条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三(第五項を除く。)若しくは前条第一項若しくは第二項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該違反又は当該違法行為の是正のための措置、業務提供誘引販売取引の相手方の利益の保護を図るためにの措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務又はその解除によつて

て生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不當に遅延させること。

一 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（その業務提供誘引販売業に関する提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。）の締結について勧誘をすること。

その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しない旨の意思を表示して

いる者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘すること。

主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メールの行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

る。 ④ 広告受託事業者が第五十四条の四第一項又は同条第二項において準用する第五十四条の三第三項から第四項までの規定に違反した場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができ

主務大臣は、第一項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。主務大臣は、第二項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。
主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者に対する業務提携誘引販売取引の停止等)

項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、二年以内の

期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

主務大臣は、前項前段の規定によりその業務

提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が個人であり、かつ、その特定関係法人（業務提供誘引販売業を行なう者又はその役員若しくはその使用人（当該命令の日前一年以内にあって役員又は使用人であつた者を含

年以内において役員には使用人であつた者を含む。次条第二項において同じ。)が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第二項第一号において同じ。)において、当該停止を命ずる範

團の業務提供誘引販売取引に係る業務と同一の業務を行つてゐると認められるとときは、当該業務提供誘引販売業を行ふ者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つてゐる当該同一の業務を停止すべきことと命ずることができる。

主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メー
ル広告受託事業者が第五十四条の四第一項若し
くは同条第二項において準用する第五十四条の
三第二項から第四項までの規定に違反した場合

において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が前条第二項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、業務提供

⁴ 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。主務大臣は、第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（役員等に対する業務の禁止等）

業を行う者に対し前条第一項前段の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関するその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその業務提供誘引販売取引に係る業務を割限ることとが相当と認められる者として主務省

令で定める者に該当するときは、その者に対し、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定め

て、当該停止を命ずる範囲の業務提供誘引販売業者に係る業務を新たに開始すること（当該業務を當む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

二 ある場合 その役員及び当該命令の日前一年以内においてその役員であつた者並びにその使用者及び当該命令の日前一年以内においてその使用者であつた者

ある場合、その使用人及び当該命令の日前年以内においてその使用人であつた者主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使用人に対する対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つてゐる当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

二 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる業務提供誘引販売業を行う者の特定問係法人において、当該命令により禁止を命ぜられた範囲の業務提供誘引販売取引に係る業務同一の業務を行つてゐると認められる者

三 自ら業務提供誘引販売業を行う者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務提供誘引販売業を行う者として當

引販売取引に係る業務と同一の業務を行つて
いると認められる者
主務大臣は、前二項の規定による命令をした
ときは、その旨を公表しなければならない。

(業務提供誘引販売契約の解除)
第五十八条 業務提供誘引販売業を行う者がその
業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契
約を締結した場合におけるその業務提供誘引販
売業

売契約の相手方（その業務提供誘引販売業）に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業

所等によらないで行う個人に限る。以下この条から第五十八条の三までにおいて「相手方」という。は、第五十五条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき(相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が第五十二条第一項の規定に違反してこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をよしとす)は契約を解除する旨を記載して置く。

又は業務提供誘引販売業を行ふ者が同条第一項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、

これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業を行う者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該業務提供誘引

販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき)を除き、書面又は電磁的記録によりその業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務

提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
前項の業務提供誘引販売契約の解除は、その業務提供誘引販売契約の解除を行ふ旨の書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずる。

4 係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その業務提供誘引販売を行う者の負担とする。
前三項の規定に反する特約でその相手方に不利なものは、無効とする。
(業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第五十一条の二 相手方は、業務提供誘引販売業を行つ者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

1

に限る。)、第四十二条第四項、第四十九条第二項第一号(若しくは第二号、第五十二条第三項、第五十五条第三項、第五十八条の七第二項(第五十八条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第六十六条第二項(密接関係者の定めに係るものに限る。)の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。(経過措置)

第六十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。(報告及び立入検査)

第六十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者(以下「販売業者等」という。)に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物

に限り、その必要の限度において、その職員に販売業者等の物件を検査せしめ、若しくは從業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者として政令で定める者等と密接な関係を有する者(以下この項において「密接関係者」といいう。)に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の事務所、事業所その他その事業を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは從業員その他の関係者に質問させることができる。

3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に販売業者等から業務の委託を受けた者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、その委託を受けた業務にし帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。

4 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と取引す

る者に対し、当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第一項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者と読み替えるものとする。

7 第一項から第三項まで(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第一項から第三項まで(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(協力依頼)

第六十六条の二 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。(指示等の方式)

第六十六条の三 この法律の規定による指示又は送達に関する民事訴訟法の準用)命令は、主務省令で定める書類を送達して行う。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第六十六条の四 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一百条第一項、第一百一条、第一百二条の二、第一百三条、第一百五十六条、第一百六条、第七十七条第一項(第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。)及び第三項並びに第八条の規定を準用する。

この場合において、同法第一百条第一項中「裁判所」とあり、及び同法第一百八条中「裁判長」と

あるのは「主務大臣」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同項中「最高裁判所規則」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

第六十六条の五 主務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第七条第一項の規定により送達をすることができる場合

三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八条の規定によることができる、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六ヶ月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

5 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を主務省令で定めることにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を主務大臣の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行なう。

6 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することにより効力を生ずる。

7 外国においてすべき送達についての公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第六十六条の六 主務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第九号に規定する处分通知等であつてこの章の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事項を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十六条の四において準用する民事訴訟法第一百条第一項の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織

中における主務大臣は、次のとおりとする。

一 商品及び特定権利(第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。)に係る販売業者の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に係る販売業の統括者、經濟産業大臣並びに一般連鎖販売業者を行なう者に関する事項並びに物品に係る購入業者に関する事項について、内閣総理大臣、經濟産業大臣並びに当該商品、特定権利及び物品の流通を所掌する大臣

二 特定権利(第二条第四項第一号に掲げるものに限る。)に係る販売業者に関する事項、特定施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項について、内閣総理大臣、經濟産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣

三 役務提供事業者に関する事項、役務に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項並びに役務に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、經濟産業大臣及び当該役務の提供を行なう事業を所管する大臣

四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に係る事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四条第二項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮詢に関する事項については、内閣総理大臣及び特定権利(第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。)並びに購入に係る商品及び經濟産業大臣並びに販売に係る商品の流通を所掌する大臣、特定権利(同項第一号に掲げるものに限る。)に係る施設又

は役務の提供を行う事業を所管する大臣、役務の提供を行う事業を所管する大臣並びに特定継続的役務の提供を行う事業を所管する大臣

購入者等が受けることのある損害の防止を図るために、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

二 第十二条の六第一項の規定に違反して、表示をせず、又は不実の表示をしたとき。
三 第八条第一項若しくは第二項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十五条第一項か

しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第二項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同

第六十四条第一項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣、各務省長官並びに

び当該商品、特定権利（第二条第四項第二号）及び第三号に掲げるものに限る。）若しくは物品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行ふ事業者を所管する大臣又は内閣総理大臣（内閣総理大臣及び内閣総理大臣の職務を司る事務官）

る大臣又は該役務の提供を行ふ事業を所管する大臣

内閣総理大臣は、この法律による権限（金融
月の所掌に係るものに限り、政令で定めるもの

を除く。) を金融庁長官に委任する。
内閣総理大臣は、この法律による権限 (消費

各府の所掌に係るものに限り、政令で定めるも

この法律における主務省令は、内閣総理大臣のを除く。」を消費者庁長官に委任する。

及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。ただし、第六十一条第一項に規定する主務省令

については、第一項第五号に定める主務大臣の発する命令とする。

都道府県が処理する事務)
八十八条 この法律に規定する主務大臣の権限

に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることがで

（委任の権限）ある。

八十九条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方

事項は政令で定めるとこにはより又分部局の長に行わせることができる。

金融庁長官は、政令で定めるところにより第六十七条第二項の規定により委任された権限

の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

消費者庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第三項の規定により委任された

権限の一部を経済産業局長に委任することがで
さる。

関係者相互の連携)
八十九条の一 主務大臣、関係行政機関の長

当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関、関係地方公共団体の長、独立行政法人国民生活センターの長その他の関係者は、特定商取引を公正にするとともに

(外国執行当局への情報提供)

第六十九条の三 主務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（次項及び第三項において「外国執行当局」という。）に對し、その職務（この法律に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の同意がなければ外国の刑事案件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないと適切な措置がとられなければならない。

主務大臣は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事案件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事案件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事案件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請の保証がないとき。

主務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

二 第七十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。
一 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。
二 第十二条の三第一項若しくは第二項（第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項（第三十六条の三第一項若しくは第二項（第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の四第一項、第五十四条の三第一項若しくは第二項（第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第一項の規定に違反したとき。
三 第十二条の三第三項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第三項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。
四 第十二条の六第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる表示をしたとき。
五 第十三条第一項又は第二十条第一項の規定に違反して通知しなかつたとき。
六 第三十五条又は第五十三条の規定に違反して表示しなかつたとき。
七 第四十五条第一項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をしたとき。
八 第四十五条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。
前項第二号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第十一条、第十二条の三第四項（第十二条の四第二項において読み

四 第六十六条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十一条第三号 三億円以下の罰金刑

二 第七十一条第一号及び第二号 一億円以下の罰金刑

三 前三条 各本条の罰金刑

人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又

2 ついては、適用しない。

3 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

4 第六条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

5 第十五条第二項及び第十六条の規定は、この法律の施行前に第十二条第一項に規定する連鎖販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

6 この法律の施行前に販売業者が行つた商品の送付についての第十八条の規定の適用については、同条第一項中「その商品の送付があつた

（経過措置等）

第三条 新法第四条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた新法第二条第三項に規定する指定商品であつて旧法第二条第三項に規定する指定商品に該当するもの（以下「特定指定商品」という。）の売買契約の申込みについては、なお前前の例による。

新法第五条の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお前前の例による。

新法第六条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供事業者が受けた売買契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお前前の例による。

9 8 この法律の施行前に販売業者が行つた商品の送付についての新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「その商品の送付があつた日から起算して十四日を経過する日（その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して七日を経過する日後であるときは、その七日を経過する日）」とあるのは、「訪問販売等に関する法律」の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十三号）の施行の日から起算して十四日を経過する日、その商品の送付があつた日から起算して三月を経過する日又はその商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して一ヶ月を経過する日のいずれか早い日」とする。

この法律の施行前にした行為並びに第一項、第二項及び第七項の規定により從前の例による

一 第二十八条第二項又は第三十一条第二項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いたとき。

二 第六十六条第三項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第六十六条第四項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第四項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

第七十六条 第二十八条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会又は通信販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 **抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条第二号、附則第三条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第四条及び第九条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みに

附則抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条第二号、附則第三条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

附
縣
時
和
三
年
三
月
一
日
清
第
四
抄
三
號

(経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条第二号、附則第三条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日前に、改正後の訪問販売等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項第二号及び第三項、第六条第一項、第十条第二項第一号又は第十二条第一項の政令の制定の立案をしようとするときは、改正前の訪問販売等に関する法律（以下「旧法」という。）第十九条の規定の例による。

（経過措置等）

8 7 提供契約の申込みについては、適用しない。
新法第十四条第二項及び第七十七条の規定は、
この法律の施行後に新法第十一条第一項に規定
する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定
する連鎖販売取引についての契約について適用
し、この法律の施行前に旧法第十一条第一項に
規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に
規定する連鎖販売取引についての契約について
は、なお従前の例による。

この法律の施行前に販売業者が行つた商品の
送付についての新法第十八条第一項の規定の適
用については、同項中「その商品の交付があつ

替えて準用する場合を含む。）、第三十五条、第三十六条の三第四項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十三条若しくは第五十四条の三第四項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して表示しなかつたときは、又は第十二条、第三十六条若しくは第五十四条の規定に違反して著しく事実に相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させようなど表示をしたときは、一年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則（昭和五九年六月二日法律第四九号）抄

約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の

4 けるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

5 この法律の施行前に連鎖販売業を行う者が締結したその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約については、新法第十七条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年四月二三日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一号 中地方自治法第二百五十条の次に五一条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部 分に限る）。

第二号 同法附則第十項（兩議院の同意を得ることに係る部分に限る）。

第三号 第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る）。

第四号 農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く）。

第五号 第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条及び第五条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く）。

第六号 第五十九条ただし書、第六十条の規定及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（国等の事務）

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ことにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告等をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。
附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既にされている意思の表示であつて、通信販売電子メール広告等に相当するものの提供を受けない旨のものは、第二号新特定商取引法第十二条の三第二項（第二号新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の三第二項（第二号新特定商取引法第十三条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第二項（第二号新特定商取引法第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。
第二号新特定商取引法第十二条の三第三項（第二号新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（第二号新特定商取引法第十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第五十四条の三第三項（第二号新特定商取引法第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によれば、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前に通信販売電子メール広告等に相当するものをするにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告等については、適用しない。
第四条 第二条の規定による改正後の特定商取引法に関する法律（以下この条において「新特定商取引法」という。）第四条及び第十八条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた第二条の規定による改正前の特定商取引に関する法律第二条の規定は、この法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約又は役務提供契約については、なお従前の例によれば、なお従前の例による。

3 新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供事業者が受けた特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行前に締結された場合は、おけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。
なお從前の例による。

4 新特定商取引法第九条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

5 新特定商取引法第十条及び第二十五条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約（特定指定商品等に係るもの）を除く。）について、適用しない。

6 この法律の施行既に新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るもの）をすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている請求又はその相手方から得ることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

7 この法律の施行既にされている意思の表示であるて、新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るもの）の提供を受けない旨のものは、同条第二項（新特定商取引法第十二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。

8 新特定商取引法第十二条の三第三項（新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日前に新特定商取引法第十二条の三第三

一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るもの）をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告については、適用しない。

10 新特定商取引法第十三条及び第二十条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込み（特定指定商品等に係るもの）については、適用しない。

11 新特定商取引法第六十七条第一項第六号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第四項第三号又は第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。

12 新特定商取引法第六十七条第一項第四号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第四項第三号又は第六項第一号の政令の制定の立案のために、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問することができる。

13 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、訪問販売協会若しくは訪問販売協会会員又は通信販売協会若しくは通信販売協会会員であると認認されるおそれのある文字を用いている者については、新特定商取引法第二十八条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(罰則に関する経過措置)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十九号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日
(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の处分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。(命令の効力に関する経過措置)

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出その他の手續をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政

受けていいる請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売フアクシミリ広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

施行日において既にされている意思の表示で、新法第十二条の五第三項の規定は、施行日前に同条第一項第一号に規定する通信販売フアクシミリ広告に相当するものを受けない旨のものは、同条第二項に規定する意思の表示とみなす。

新法第十二条の五第一項第一号に規定する通信販売フアクシミリ広告に相当するものを受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売フアクシミリ広告については、適用しない。

販売業者は、役務提供事業者の施行日前にした旧法第十一條、第十二條、第十二条の三（第五項を除く。）若しくは第十三条第一項の規定に違反する行為若しくは旧法第十四条第一項各号に掲げる行為又は同項の規定による指示に従わない行為については、新法第十五条第一項の規定にかかるらず、なお從前の例による。

新法第十五条の二第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合に定する行為に関して業務の停止を命ずる場合についても、適用しない。

販売業者又は役務提供事業者の施行日前にした旧法第十六条から第二十一条までの規定に違反する行為若しくは旧法第二十二条各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第二十三条规定に従わらず、なお從前の例による。

新法第二十三条の一第一項の規定は、前項に規定する行為に関して業務の停止を命ずる場合についても、適用しない。

新法第二十四条の二の規定は、施行日前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約が施行日以後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又は施行日前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。

統括者の施行日前にした旧法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第二十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各

号に掲げる行為若しくは同項の規定による指示に従わない行為又は勧誘者の施行日前にした旧法第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第二十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項の規定による指示に従わない行為については、新法第三十九条第二項の規定にかわらず、なお従前の例によらず、なお従前の例による。

二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第二十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項の規定による指示に従わない行為については、新法第三十九条第二項の規定にかわらず、なお従前の例によらず、なお従前の例による。

一般連鎖販売業者の施行日前にした旧法第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第二十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反する行為若しくは旧法第三十八条第一項各号に掲げる行為又は同条第三項の規定による指示に従わない行為については、新法第三十九条第三項の規定にかわらず、なお従前の例による。

新法第三十九条の二第一項の規定は、第十九项に規定する行為に関して連鎖販売取引の停止を命ずる場合については、適用しない。

新法第三十九条の二第二項の規定は、第二十项に規定する行為に關して連鎖販売取引の停止を命ずる場合には、適用しない。

新法第三十九条の二第三項の規定は、第二十一项に規定する行為に關して連鎖販売取引の停止を命ずる場合には、適用しない。

役務提供事業者又は販売業者の施行日前にした旧法第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反する行為若しくは旧法第四十六条各号に掲げる行為又は同条の規定による指示に従わない行為については、新法第四十七条第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

新法第四十七条の二第一項の規定は、前項に規定する行為に關して業務の停止を命ずる場合については、適用しない。

業務提供誘引販売業を行う者の施行日前にした旧法第五十一条の二、第五十二条、第五十三

第三条 第二条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「第二号新法」）という。第九条の三第五項（第二号新法）第二十四条の三第二項、第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に売買契約若しくは役務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた者の返還の義務については、適用しない。

前項に規定する行為に関する指示に従わない行為については、新法第五十七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「第二号新法」）といふ。第九条の三第五項（第二号新法）第二十四条の三第二項、第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に売買契約若しくは役務提供契約、連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた者の返還の義務については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第四条 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を行え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) **抄** (平成二十九年五月二十四日法律第三号)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。
(その他の経過措置の政令への委任)
第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則 (平成二十九年六月二日法律第四五号)
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三条の二、第一百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (令和二年五月二九日法律第三三号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (令和三年六月一六日法律第七二号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中特定商取引に関する法律第六十四條第二項の改正規定（「第六条第四項」の下に「、第十三条第二項」を加える部分に限

第四四十三条、第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第四十六条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関する業務の停止を命ずる場合について適用し、役務提供事業者又は販売業者が施行日前にした旧特定商取引法第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第四十六条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関する業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。

新々特定商取引法第五十五条第三項及び第四項規定によれば、第三号施行日以後に第1号から第4号までの規定が適用される。

う。)が受ける売買契約の申込みについて適用する。

新々特定商取引法第五十八条の八第三項において読み替えて準用する新々特定商取引法第五十八条の七第二項及び第三項の規定は、第三号施行日以後に締結される売買契約について適用する。

新特定商取引法第五十八条の十三第一項並びに第五十八条の十三の二第一項及び第二項の規定は、購入業者が施行日以後にする新特定商取引法第五十八条の五、第五十八条の六、第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項若しくは第五十八条の九から第五十八条の十一の二までの規定に違反する行為若しくは新特商法第五十八条の二第一項各条は新特商法第五十八条の二第一項各

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定

(罰則に関する経過措置)

第二百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

14
項目の規定は、第三号旅行日以後に締結される特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売取引（次項において単に「業務提供誘引販売取引」という。）についての契約について適用する。

新特定商取引法第五十七条第二項並びに第五十七条の二第一項及び第二項の規定は、特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業（以下この項において単に「業務提供誘引販売業」という。）を行う者が施行日以後にする新特定商取引法第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第

(罰則に関する経過措置) は新特定商取引法第五十九条の十二第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合について適用し、購入業者が施行日前にした旧特定商取引法第五十八条の五から第五十八条の十一の二までの規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第五十八条の十二第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関して業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八〇号)抄
(施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

五十四条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第五十六条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関する業務は共秀引反売業に係る業務是共秀引反売引の

第四条 前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄
（施行期日） 第一条

引法第五十一条の二、第五十二条、第五十三

第三章 第二条に定めるものにて、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める（検討）

施行する。ただし、次の各号に掲げた規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定が公布の日

条、第五十四条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条の規定に違反する行為若しくは旧特定商取引法第五十六条第一項各

の施行後二年を経過した場合において、同号により掲げる改正規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると

二
一 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三

号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合については、なお従前の例によ

2 認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検査

十一條、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法

新特定商取引法第四十七条第一項並びに第四

15 新々特定商取引法第五十八条の七第二項及び第三項の規定は、第三号施行日以後に特定商取引に関する法律第五十八条の四に規定する購入業者（第十七項において単に「購入業者」とい

討論を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
附 則（令和四年五月一五日法律第四八号）抄

律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十二条及び第十三条の規定 公布の日

から起算して二年を超えない範囲内において
政令で定める日
(公示送達等の方針に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に於ける公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

一から六まで 略

七 第三十六条の規定による改正後の特定商取引に関する法律第六十六条の五第二項及び第三項

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に於ける必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。